

【電子版】



2025年 第14号 2025年6月2日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



「既存事業者の利益保護」と批判

規制改革推進会議

答申は従来路線のまま

「規制改革推進会議」は5月14日、地域活性化・人手不足対応ワーキンググループの会合をひらき、①移動の不足の改善状況、②移動の不足改善に向けた答申骨格について審議を行いました（②部分の審議は非公開）。

内閣府による移動動向の調査報告の後、御手洗瑞子委員は、「引き続き状況をモニタリングするとともに、ライドシェア法制の議論が必要。もう一度閣議決定に明記すべきで、タクシー事業者以外の者が参入できるようにすることが解決策だ」と意見しました。

それに対し国土交通省の物流・自動車局の重田裕彦旅客課長は、「交通空白解消本部設置以降、現在はバス・鉄道事業者による『日本版ライドシェア』への参入のトライアル等のとりのくみを進めている最中。少なくとも移動の不足解消に向けて改善傾向がみられる中、並行して法制の制定議論を行うことは現場にも水を差すような混乱をもたらすおそれがある。今行っているのとりのくみに集中させていただきたい」と強調しました。

その後も、「水を差す」とは一体誰に対するものなのか、どういう影響があるというのか、「既存事業者の利益保護のように外部からは見える」といった批判が重田課長へ集中しました。

骨太の方針は6月中旬に決定か

規制改革推進会議は5月28日、「規制改革推進に関する答申」を公表しました。ライドシェア関連では、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業については「骨太の方針2024」等にあった従来路線の記述（3ページ目太字を参照）に留まり、具体的な措置は記されませんでした。

この答申を受け、政府部内での調整、自民・公明両与党政調部門での事前調整を経て、6月中旬頃に「骨太の方針2025」が閣議決定されます。

自交総連は、ライドシェア新法のみならず『日本版・公共』を含めたすべ

でのライドシェアに反対する立場を堅持し、これからも反対闘争にとりくんでいきます。

「規制改革推進に関する答申」（一部抜粋、太字指定は自交総連による）

令和7年5月28日
規制改革推進会議

I. 地方創生

1-2 地域活性化・人手不足対応（交通関係）

<基本的な考え方>

地域住民や観光客の移動の足不足は全国各地で生じている現在進行形の危機であり、今後、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う免許返納が進むにつれて、更に大きな危機となるおそれがある。

令和6年6月の規制改革実施計画、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）等では「デジタルを活用して、全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。」とされており、こうした方針に基づき、内閣府及び国土交通省において各種の取組が進められてきたところである。中でも、国土交通省による自家用車活用事業等の様々なバージョンアップ等の取組の結果、自家用車活用事業を開始する地域・事業者は増加しつつあり、また、配車アプリに限っては、マッチング率の値が改善している地域が多くみられるなど、一定の進展がみられる。一方で、内閣府が実施した各種の調査や関連事業者団体からのヒアリングを踏まえると、移動の足不足は依然として存在し、特に規模の小さい地方公共団体や、市の中心部や最寄りの公共交通機関の駅からの距離が遠い地域に住む住民の状況は深刻であることも示されており、全国の移動の足不足の解消に向けて、引き続きスピード感をもって取組を進めていくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

ウ 全国の移動の足不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進 【a：令和7年度以降継続的に措置、b：直ちに実施、c：（①～③）令和7年度措置、（④）令和7年措置】

＜実施事項＞

- a 内閣府は、移動の足不足の状況に関してこれまで実施したアンケート調査等の各種調査との整合性を確保した上で、大都市、中小都市及び観光地など全ての地域を対象とした調査を引き続き実施し、住民及び内外の観光客の移動の足の実態を定期的かつ定量的に把握し、検証するとともに、それらの結果を踏まえ、四半期ごとを目処に、利用者目線での移動の足の実態に関する評価を行う。
- b 内閣府及び国土交通省は、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。
- c 国土交通省は、特に、地方や観光地で移動の足不足の解消が求められていることを踏まえ、自家用車活用事業について、これらの地域の実情に応じた更なる活用を進める観点から、以下の措置を講ずる。
- ① 配車アプリが普及していない地域では、「自家用車活用事業における大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充について」（令和6年9月17日物流・自動車局旅客課長事務連絡）及び「自家用車活用事業の進め方」（令和6年3月29日物流・自動車局旅客課資料）に基づき、タクシー事業者又は地方公共団体から、タクシーが不足する曜日・時間帯、時期（イベント開催期間中や季節性によるもの等）に関して具体的な申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合には、自家用車活用事業が稼働できる曜日・時間帯を拡大することができることとされているが、タクシー事業者や地方公共団体による申し出のみならず、地域の住民等のニーズに応じて、自家用車活用事業の更なる活用を可能とするため、上記制度に加えて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づく地方公共団体、公共交通事業者、地域公共交通の利用者等が参画する協議会において、営業区域、曜日・時間帯、時期について関係者間で協議が調った場合は、協議結果に基づく申し出を踏まえ、**自家用車活用事業が稼働できる営業区域、曜日・時間帯、時期を拡大することができることとするよう**、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。なお、この場合、地域の輸送サービスが供給過剰となるおそれがないかについて、タクシーの日車営収、実車率や配車マッチング率等の具体的なデータに基づく検証を継続的に実施し、必要な場合には、当該協議が調った営業区域、曜日・時間帯、時期を随時調整することとする。また、当該協議会において、一部の関係者が合理的な根拠を示さないまま協議が調わないなど、地域における円滑な協議に支障が生じる場合等にあつては、それらの状況を改善するための措置を検討し、所要の措置を講ずるものとする。
 - ② 自家用車活用事業の運賃について、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3第3項に基づき自家用車活用事業を実施するタクシー事業者、地方公共団体、地方運輸局長、住民代表者等を構成員とする協議会において協議が調っ

た場合には、需要の繁閑に応じて一定の範囲で変動させることも含め、地域の実情に応じた運賃の設定を可能とするよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。

- ③ タクシー事業者以外の者であるバス・鉄道事業者によるライドシェア事業の在り方に関して、ドライバー・車両等の安全・安心の確保の観点から課題の有無を確認するためのトライアルを行う。その上で、トライアルの結果を検証し、バス・鉄道事業者による当該事業への参画に関して、タクシー事業許可取得に係る要件の緩和や明確化も含め、制度改正やガイドライン整備等の所要の措置を講ずる。
- ④ タクシー事業者の運行管理業務の効率化を進める観点から、現在、タクシー事業において実証が行われている事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼について、自家用車活用事業を含めて本格実施に円滑に移行することができるよう、運用の明確化を行う。

エ 自家用有償旅客運送制度の改善【令和7年度措置】

<実施事項>

国土交通省は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に基づき、過疎地域や高齢化が進む地域等で、バスやタクシーのみでは十分な移動サービスを提供することが困難な場合に、住民の生活を支えるための移動手段を確保するため、市町村や特定非営利活動法人（NPO）など国土交通大臣の登録を受けた団体が自家用車を用いて有償にて旅客を運送する制度である自家用有償旅客運送について、令和6年6月の規制改革実施計画を踏まえ、地域公共交通会議に係る関係法令や通達に定められていない独自の基準（ローカルルール）の取扱いについて、客観的な根拠に基づかないものは認められない旨が明確化され、見直しが進められているところであり、引き続き、ローカルルールが客観的な根拠に基づくものであるかを確認し、客観的な根拠に基づかないものについて見直すとともに、客観的な根拠に基づくローカルルールとされたものについても、適時適切の見直しが行われるよう地方公共団体に求める。

◎ 「規制改革推進に関する答申」

URL：（PDFファイル）

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/250528.pdf>

◎ 「規制改革推進に関する答申」 概要資料

URL：（PDFファイル）

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/250528point.pdf>